

まん延防止等重点措置でのコミュニティセンターにおける利用制限について

R3.7.9 更新

(1)対象期間

- ・令和3年3月22日(月)から8月22日まで

(2)開館時間

- ・9時から20時まで

(3)諸室(図書室、幼児室、静養室、サンルーム、展示室を含む)の貸出

- ・貸出時間は原則、9時から20時までとします。
- ・19時～20時の利用も可能とします。(新規予約、超過使用。)
- ・施設内での飲食の制限は、継続して実施します。
(昼食時間を跨ぐ利用や近隣に食事に適した場所がない場合等、やむを得ず館内で食事をする場合を除く。)

(4)スポーツ施設(個人使用、専用使用)の利用

- ・利用時間は、9時から20時までとします。

(5)諸室【19時～20時】及びスポーツ施設(専用使用)【17時～20時】の最終枠について

ア 諸室

- ・19時～21時の予約については、19時～20時の1時間のみの利用も可能とします。
- ・19時～20時枠での1時間利用時の料金は、通常料金に1/2を乗じた計算となります。(10 円未満切り捨て。)

イ スポーツ施設(専用使用)

- ・17時～21時の予約については、17時～20時の3時間のみの利用も可能とします。
- ・17時～20時枠での3時間利用時の料金は、通常の夜間料金に3/4を乗じた計算となります。(10 円未満切り捨て。)

《体育館半館料金の計算例》

○4時間利用(17時～21時):4, 590円

⇒ 3時間利用(17時～20時):3, 440円(4,590円×3/4)